

スポーツ仲裁の活用を



桂 充 弘
Katsuhiro Katsura
大阪弁護士会会員

一 ハンカチ王子

二〇〇六年（平成十八年）夏の高校野球大会は、早稲田実業高校の優勝で幕を閉じた。ハンカチ王子と称される、童顔の早稲田実業高校斎藤投手と本格派右腕駒大苦小牧の田中投手の息詰まる投げあいは、延長一五回に至っても決着がつかず、翌日、再試合に持ち込まれた。この間、斎藤投手は四連投を含み、九四三球を投げぬき、マスコミ各社は田中投手との投げあいを「激投」「熱投」と賞賛し続けた。

- 一 ハンカチ王子
- 二 スポーツ紛争
- 三 スポーツ仲裁制度の創設・利用実態
- 四 対象となる紛争
- 五 仲裁合意
- 六 仲裁申立
- 七 費用
- 八 仲裁人の選任
- 九 仲裁判断期間（緊急仲裁）
- 一〇 審問期日、場所（管轄）
- 一一 仲裁判断（公開）
- 一二 仲裁判断の効力
- 一三 仲裁人体验談
- 一四 弁護士業務からみたスポーツ仲裁

しかし、プロでも一回登板すれば次の登板までには一週間あけ

るという時代に、体のできていらない高校生になぜ連投をさせるのか？ 勝つためには仕方ないというなら、禁止薬物を摂取してはいけないというドーピング禁止とどこか違うのか？ そして何よりも、齊藤投手や田中投手が肩や肘を壊して一生野球ができなくなつたとき誰が責任をとるのか（それとも責任をとらないのか）？

それでも、甲子園で活躍ができた二人はまだ幸せかもしれない。主催者の高野連（財団法人日本高等学校野球連盟）や朝日新聞社は賠償責任を負うのか？

彼らのような連投が当たり前とされて、肩や肘を壊し、甲子園を目指す土俵にすら立てずに野球界から去っていった生徒がどれだけいただろうか？ ドーピングを禁止するのと同じように、大会の主催者が制度を変える責務があるのではないか？ といった様々な疑問がでてくる。

では、高校野球の運営はおかしい、何とか連投をやめさせたいと思つたとして、具体的にどのような争い方があるのか。現実に齊藤投手らが肩や肘を壊して将来プロ野球選手として活躍できなくなつたとすれば、当人が損害賠償請求訴訟を裁判所に提起することは可能である。認容されるかどうかは別として、法律上の争訟ではないとして裁判所が門前払いをすることはない。しかし、これとて因果関係の問題等克服すべき課題は多い。さらに、障害を負う以前、あるいは、当該選手以外が裁判所へ訴えて解決を求めようすると、一層ハードルは高くなり、裁判での解決は事実

上難しいといわざるを得ないのが現実である。では、障害を負うかもしれない選手たちを、今後も放置するしかないのであろうか。

二 スポーツ紛争

スポーツをめぐる紛争はこのような場合だけではない。例えば、代表選手選考、連帯責任を問われる高校野球の出場停止処分等、スポーツ団体の下した懲戒処分、育成費助成決定、ドーピング検査結果、弁護士による選手の複数代理を認めないプロ野球、コチの選手に対するハラスメント告発、肖像権問題、スポンサー企業との契約問題、等々、様々な紛争が起こっている。しかし、これらスポーツ界で通常みられる紛争の多くについて、そもそも裁判所が判断しうる法律上の争訟といえるのかどうかといった問題がはじめに存している。さらに、法律上の争訟といえるとしても、開催時期が迫っていたり、申立費用の問題等から裁判所での紛争解決が事実上難しい事案が多い。かといってスポーツ紛争を争うことができず、不正がそのまま放置されたら、選手の間に不満が残り、スポーツ運営に支障がでてくる。選手の中には人生をかけて鍛錬している者も多く、誤った処分や決定が放置されれば、大きなしこりを残しかねない。以前は厳格であったアマチュア規定も変わり、スポーツをめぐって巨額の資金が動くようになつた現在ではその影響は一層大きくなっている。スポーツの持つ爽

やかな印象とも程遠く、そのまま放置すればスポーツ離れを招きかねない。

三 スポーツ仲裁制度の創設・利用実態

そこで、それまで海外にしか存しなかったスポーツ仲裁制度が二〇〇三年四月に日本にも創設されたのである。しかし、制度発足後四年目に入ったものの、これまでの仲裁判断件数はいまだ七件に過ぎない。相談だけで終了している事案や、仲裁判断の前に和解した事案もあり、潜在的な需要はそれ以上に存することは間違いないものの、残念ながらまだ活発に利用されているとは評価できないのが現実である。

利用実績が少ない理由としては、遺憾にも被申立人となるスポーツ団体が仲裁に応じない事案や、スポーツ界にはびこる縦社会の中で異議を出しにくい現実等々、様々な理由が考えられる。その中でも、注目すべき理由の一つとして、選手から相談を受け、代理人として活動する弁護士自身がいまだこの制度のメリットを十分理解していないのではないかという点があげられる。

そこで、本稿では、本仲裁制度の活発な利用を促すために、スポーツ仲裁はどのような利用ができるのか検討してみたい。私自身、いまだ七件しか下されていないスポーツ仲裁判断のうちの一つについて、仲裁人として仲裁判断を下す貴重な経験をした。そ

の経験を通して、この制度の活発な利用が、改革の進まないスポーツ界の切り札となるはずであると確信できた。その経験も踏まえて利用者たる選手側から見た「スポーツ仲裁」制度のメリット・利用価値の解説を試みたい。

なお、日本スポーツ仲裁機構が行うスポーツ仲裁制度としては、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁」「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）」制度がある。後二者についてはスポーツ事故やスポンサー契約等あらゆるスポーツ紛争を対象とする（ただし、調停については審判の判定、競技団体の下した懲戒処分については対象とならない）。また、特定仲裁合意による仲裁については商事仲裁と同様の費用を求められている。特定合意によるスポーツ調停についての費用は「スポーツ仲裁」と同様廉価である。もつとも相手方の仲裁合意は必要であり、どこまで利用されるのかは現在のところスポーツ仲裁以上に未知数な面が多い。今回の論稿では特に断らない限り前者の「スポーツ仲裁」制度を対象としているので注意されたい。

四 対象となる紛争

スポーツ仲裁制度を利用する対象となる紛争は「競技団体が下した決定」について競技者やチームが争うことができることと

なっている（スポーツ仲裁規則第二条一項、以下単に規則という）。競技団体からの申立はできず、選手やチーム側からの申立しかできない。

対象となる競技団体が下した「決定」の要件については、これを特定・補充する規定は特にない。規則第一条が「スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争」を迅速に解決することをスポーツ仲裁の目的とすると規定していることからして、スポーツ競技や運営をめぐるあらゆる決定を対象としていると考えられる。典型的なものとしては、各大会の代表選手選考、強化選手選考、除名や出場停止等の懲戒処分、ドーピング検査の手続きや、その結果に基づく処分等が考えられる。機関決定等の手続き要件等が不十分でそもそも「決定」といえるのかといった場合を含め、限定的に解すべき理由はなく、広く解釈すべきである。前述の高野連の大会運営方法についても「決定」として評価してよいのではないかと考えられる。競技団体が決定をいつまでたっても下さない「不作為」について対象となるかどうかについても特に規定がない。しかし、前述の制度創設趣旨からして、この点も特に規定がないからといって除外しているとは考えられない。ただし、競技中になされる審判の判定については対象から外されている（規則第二条一項）。

ここにいう競技団体とは「（財）日本オリンピック委員会」「（財）日本体育協会」「（財）日本障害者スポーツ協会」「（財）日本アン

チドーピング機構」「各都道府県体育協会」及び、これらの団体に加盟又は準加盟している団体をさす（規則第八条一項）。加盟団体等の詳細については、各団体のホームページを見れば確認できる。

はじめに述べた高野連、さらには日本のスポーツ界に多大な影響のある日本プロ野球機構も残念ながら上記の団体に加盟していない。したがって、はじめに説明した高校野球の運営上の問題が仮に仲裁の対象となる「決定」にあたるとしても、残念ながら現在のスポーツ仲裁制度は利用できない。プロ野球やプロボクシング、大相撲に関する紛争も同様である。もっとも、オリンピックの代表選考についてはプロ野球選手も対象となつており、選手選考を行う日本野球連盟の決定をプロ野球選手が争うことは可能である。同様に、日本サッカー連盟は加盟団体であるが、Jリーグは日本サッカー連盟傘下の団体であつても前記対象団体となる加盟団体といえるかどうか疑義がある。したがって、Jリーグの下した決定についてはスポーツ仲裁で争えないのではないか明確でなく仲裁の対象とならないのではないかとの見方もある（もっともこのような見解については制度趣旨から限定的に解釈しきぎではないかとの疑問もあり、日本サッカー協会加盟の一組織あるいは一機関としてスポーツ仲裁の対象となるべきだとの意見もある）。ただし、この場合でも、Jリーグ所属選手がオリンピック代表選考等を含め、日本サッカー協会が下した決定については争うことは問題ない。

これら対象とならない紛争について裁判所に訴えることができない場合は、裁判所の調停、各弁護士会が創設している仲裁制度や日本スポーツ仲裁機構の特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁・調停等を利用するほかない。

五 仲裁合意

仲裁である以上、相手方となる競技団体の仲裁合意が必要である（規則第二条二項）。スポーツ仲裁機構としては個別紛争ごとに競技団体から仲裁合意をとるのではなく、競技団体があらかじめ規則で「スポーツ仲裁に解決を委ねる」旨の仲裁条項を定めることを推奨しているが、この仲裁条項を採択している団体はいまだ対象団体の三分の一に満たない。個別仲裁申立に対しても仲裁拒否をする事例（二〇〇三年の社団法人日本アマチュアボクシング連盟等）も存し、いまだ競技団体側の理解が乏しいという状況がある。しかし、この点はスポーツ仲裁機構としても放置しておらず、仲裁条項の採択を競技団体に求める活動を続けているとともに、仲裁合意を拒否した日本アマチュアボクシング連盟に対しては、公開質問状を送付し、その内容及び回答に対する機構側の見解をホームページで公開するなどして理解を深めようと努力されている。この拒否事案は制度創設間もない時期で競技団体側の理解が乏しかった事情があったのではとも考えられ、今後、申立件数が増え

ていけば仲裁拒否事案が続くとは考えにくい。この点からも仲裁制度の積極的な利用が望まれる。

六 仲裁申立

仲裁を申し立てようとするときは、申立の対象となる決定や、判断を求める救済内容を明示した請求の趣旨等、一定の記載事項を記載した申立書を作成し、日本スポーツ仲裁機構に提出する必要がある（規則一四条）。

七 費用

申立人側が負担する費用は申立時に仲裁機構に納付する五万円だけで、仲裁人の報酬等その他の費用を負担する必要はない（規則第五一条一項、スポーツ仲裁申立料金規程第三条）。選手擁護の観点から創設されたスポーツ仲裁の特徴の一つとなっている。ただし、代理人の弁護士費用や証拠作成に要する費用、例えば翻訳料等も各当事者の負担となる。もっともこの費用を含め、事情によって仲裁判断で被申立人たる競技団体の負担とされることもある（規則第五一条四項）。二〇〇四年に下された、日本馬術連盟相手の仲裁判断では五〇万円を連盟の負担とするとの判断がなされている。

八 仲裁人の選任

仲裁人の選定方法は当事者で合意があれば適宜定めることができること（規則第二二条一項）。合意できないときは以下のように選定される。仲裁人は原則として二名選定される（規則第二一条）。うち二名については、各当事者がそれぞれ別に定める仲裁人リストから選定するのが原則であるが、仲裁機構が合理的な理由ありと認められるときはリスト以外からも選定できる（規則第一〇条四項、第二二条）。最後の一名は選定された仲裁人がその合意により、さらについに一名の仲裁人を選定する（規則第二二条二項）。各選定手続きについては一定の期間の制限が付されている（規則第二二条三項）。仲裁人を適宜選任できる制度は申立人としては判断結果がいかようになつても判断結果を納得しやすい一つの事情であり、利用価値が高い。

九 仲裁判断期間（緊急仲裁）

仲裁判断は審理が終結してから三週間以内に仲裁判断をしなければならないとされ、できる限り早期の判断を求めている（規則第四二条一項）。

緊急性のある事案のときは、仲裁人を原則一名とし、速やかな

審理と判断をなすことが求められる緊急仲裁手続きがなされる（規則第五〇条）。さらに仲裁のために特に必要があると認められるときは、申立人の申立に応じて、仮の措置を仲裁人が命じることもできるとされている（規則四九条）。したがって、例えば、オリンピック開催期日が迫った中でも代表選考の見直しを求めることができ、期日がないということだけであきらめる必要はない。

一〇 審問期日、場所（管轄）

仲裁判断の対象となる決定は、相手方となる団体が前記の各団体に所属する競技団体であり、その団体がなした決定であれば、選手の国籍や紛争の対象となる事実がどの地域であったということは問題とならない。

審問期日をどこで行うかについては決まっておらず、裁判の法廷のように、あらかじめ定まつた場所で行うという規則はない。具体的な審問期日、審問場所はスポーツ仲裁パネル（選定された仲裁人二名）が当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する（規則第二八条）。二〇〇四年に行われた日本身体障害者陸上競技連盟を被申立人とする仲裁事件（JSAA・AP 2004-002号事案）は関係者がすべて関西であつたことから、東京ではなく大阪で審問が行われた。

一一 仲裁判断（公開）

仲裁手続き及びその記録は非公開である（規則第三七条一項）。

ただし、仲裁判断は適当な方法で公開されるとされており（規則第三七条二項）、現実にはスポーツ仲裁機構のホームページで公開されている（<http://www.jsaa.jp/>）。毎回記者会見もされており、マスコミからも注目されている。

これまでの仲裁判断では、請求の趣旨に対応する判断だけでなく、仲裁手続きの中で仲裁人が感じた意見を理由の中で付記する場合がよくある。この点、被申立人のサイドからは、判断の対象となつていいので十分反論する必要がないと考えていたのに、突然一定の意見を示され困惑している、という意見もあった。他方、申立人たる選手側からは請求の趣旨について認容されなくても一定の評価を得たとして満足を得たとの意見もあった。いずれにしても主張反論の際には十分注意の要するところである。

一二 仲裁判断の効力

仲裁判断は最終的なものであり、上訴手続きはない（規則第四八条）。この点が仲裁を申し立てる際に申立を躊躇する事由となる可能性はある。もっとも世界アンチドーピング規程によつてス

ポーツ仲裁裁判所へ申立を行うことができる事案は別である（同四八条）。今後、ドーピング検査がより充実してくるとの種の事案が増える可能性がある。

一三 仲裁人体験談

私自身は、二〇〇四年七月末に、アテネパラリンピックの陸上競技の代表選手選考に漏れた方が、選考決定の取消等を求める仲裁申立をされた件で、初めて仲裁人に指名され、申立から約一ヶ月後の八月末に他の二名の仲裁の方と共に仲裁判断を下した。

その年の秋に行われるアテネパラリンピックまでに仲裁判断を下す必要があったため、夏の暑いさなか、一月余りで主張の整理をし、審問も行った上で、八月中には仲裁判断をする必要があったこと。初めての経験である上に、進行手続きに関する細かい規定がなく進行をどうするかすぐに明確な回答がでないこと。両者が納得できるためにはどのように手続きを行なうすればいいのか、視覚障害をもつた申立のために手続き上、特別の配慮は必要なのかどうか。仲裁判断をどのように下せばいいのか。仲裁機構の事務局が東京にある上に、アテネオリンピックの関係で事務局関係者が不在であることが多く、連絡事務等のフォローが受けにくかったこと。そしてなによりも、他の既存の仕事については全く配慮されず、突然仲裁の仕事が舞い込むこと。さらに、仲裁人の

報酬額は費やす時間に比較して低額であること（仲裁人の報酬は規程で定まっており、原則五万円となっている。なお、今後TOTOからの支援が厚くなれば見直しが検討されるかもしれないが、現在のTOTOの運営情況からして悲観的とならざるを得ない）等々。仲裁人としては本当に苦労の連続であった。

しかし、ほとんど泣き寝入りするしかなかつたスポーツ関係者にとっては、この制度ができたことは間違いなく朗報だったはずである。競技団体側からすれば、財政的な負担や、手続的負担等、負担ばかりが大きくなつて大変だとの意見もあるようである（前述のように仲裁合意に応じない団体が、まだ存するのが現実である）。しかし、長期的な視点からみれば、民主的な手続きの運用によって、加盟選手らの不満をできるだけ残さず、結果的に連盟の活動を促進し、スポーツ振興に大きく貢献するはずである。

一四 弁護士業務からみたスポーツ仲裁

私が体験した仲裁事件を含め、ほとんどの仲裁事件には、代理人として弁護士がついており、弁護士業務からみると、新しい職域としても評価できるものである。また、前述のように定額かつ低額の申立費用や判断期間の制限等の定めもあり、裁判外紛争解決手段として効果的に利用できる制度である。もつとも、執行力の問題等、法律的にみればいくつかの問題は残つてている。しかし、

スポーツ関係団体の役員の方はスポーツ経験者が多く、定められたルールに従うという点では、仲裁判断を尊重していただけるものと信用してよいはずである。スポーツ関係の相談を受けられたときは検討に値する制度であり、相談者側からすれば、この制度利用の検討を失念することは許されないと考えられる。スポーツ関係の相談を受けた弁護士としては、この制度利用の可否を検討しなければ、弁護士としての業務懈怠として責任を問われかねない。

創設された紛争処理機関をどのように利用するかは、紛争の最前線で活動する法律専門家たる弁護士の活躍いかんにかかっている。制度を理解し、どう利用するか。現実に多くの紛争や問題点を抱えているにもかかわらず、裁判での救済が難しいスポーツ紛争をどのように解決するか。解決する手段がないとして放置し続けるのか、それとも解決へ向けた道筋をつけることができるのか、法律専門家たる弁護士の力量が問われているのである。鳴り物入りで導入したスポーツ仲裁制度がスポーツ界に受け入れられないとすれば、スポーツ界の改革は頓挫してしまいかねない。いずれにしても弁護士に課された責務は重大である。

そして、スポーツ仲裁制度の利用が活発化し、高野連に関する紛争やプロ野球に関する紛争を含め、あらゆるスポーツ関係の問題が仲裁制度で公正に処理される時代が到来することを願つてい